

## 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関するお知らせ



【問合わせ】臨時特別給付金事業実施本部 ☎84-0600

新たに令和4年度の住民税が非課税となった世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

### 対象世帯(既に令和3年度臨時特別給付金を受給した世帯等を除く)

- ①住民税非課税世帯  
※基準日(令和4年6月1日)において、半田市に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。ただし、住民税が課税されている者に世帯全員が扶養されている世帯を除く。
- ②家計急変世帯(①を除く)  
※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月以降に収入が減少し、世帯員全員それぞれの令和4年度分年収見込額が住民税均等割非課税水準以下である世帯。

### 申請方法

- ①住民税非課税世帯  
**対象世帯には、7月中旬から順次案内を送付しています。**同封の確認書をご返送ください。  
※DV等により住民票を移すことができない方は、確認書の送付対象とならないため、申請書等の提出が必要な場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
  - ②家計急変世帯  
窓口での申請が必要となります。本人確認書類、世帯全員の収入額が分かる書類、受取口座が確認できる書類等を用意し、11月30日(水)までに、臨時特別給付金事業実施本部(市役所3階)までお越しください。
- ※住民税非課税世帯(①)に該当する方は家計急変世帯(②)としての申請はできませんので、市から郵送する確認書により申請してください。

#### 非課税水準の目安

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.3万円



## 子宮頸がん予防ワクチンを自費で接種した方へ接種費用を助成します

【問合わせ】子育て相談課 ☎84-0645

積極的勧奨を差し控えていたことにより、接種機会を逃した方について、自費で受けた接種費用を助成します。

### 対象者

- 令和4年4月1日時点で半田市に住民票を有し、次の条件を満たす方。
- ①平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性であること。
- ②16歳となる日の属する年度の末日までに、子宮頸がんの予防に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。
- ③17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関でサーバリックス(2価ワクチン)又はガーダシル(4価ワクチン)の任意接種を受け、実費を負担したこと。
- ④費用の助成を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。
- ⑤半田市以外の市区町村から、同種の費用の助成を受けていないこと。

### 助成金額・回数

子宮頸がん予防ワクチン接種にかかった実費に相当する額(※最大3回接種分。金額の上限あり)

### 申請方法

以下の書類をお持ちのうえ、子育て相談課で申請してください。

- ◆被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できるもの
- ◆振込希望先金融機関の通帳やキャッシュカードなど口座番号がわかるもの
- ◆接種費用の支払いを証明する書類(領収書及び明細書、支払証明書等※原本に限る)
- ◆接種記録が確認できる書類(母子健康手帳、予防接種済証など)

申請期間 令和7年3月31日

※詳細は、市ホームページをご確認ください。